

新旧対照表

○木更津市林道の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新	旧
木更津市林道の管理に関する条例施行規則 平成24年10月 1 日 規則第58号 (通行の許可の基準等) 第 6 条 条例第 7 条第 2 項第 2 号の構造の保全上又は通行の安全上支障がないと認める場合は、大型自動車の通行台数が、<u>一日当たり</u>15台未満である場合とする。 2 略 (通行の許可の条件) 第 7 条 条例第 7 条第 3 項規定に基づき通行の許可に付する条件は、次の条件とする。 (1)・(2) 略 <u>(3) 通行の許可の期間中は、許可を受けた事項（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を含む。）を記載した標識を当該許可に係る林道の公衆の見やすい場所に掲示すること。</u>	木更津市林道の管理に関する条例施行規則 平成24年10月 1 日 規則第58号 (通行の許可の基準等) 第 6 条 条例第 7 条第 2 項第 2 号の構造の保全上又は通行の安全上支障がないと認める場合は、大型自動車の通行台数が、<u>一日一方向当たり</u>15台未満である場合とする。 2 略 (通行の許可の条件) 第 7 条 条例第 7 条第 3 項規定に基づき通行の許可に付する条件は、次の条件とする。 (1)・(2) 略